

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条  
第一項の規定により、安堵町長から次のとおり公共測量を実施することについて通知が  
ありました。

令和四年二月八日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（数値地形図データ更新）
- 二 測量の地域 安堵町の一部
- 三 測量の期間 令和四年二月十日から同年三月三十一日まで